

(別紙1)

ひょうごけんたかちょう お た か ら
兵庫県多可町「御TAKA楽」まんさいツアー企画運営業務委託仕様書

1 業務名称

ひょうごけんたかちょう お た か ら
兵庫県多可町「御TAKA楽」まんさいツアー企画運営業務委託

2 業務目的

多可町は豊かな自然に恵まれており、その恩恵を受けた観光スポットや特産品が数多く存在する。また、県内の主要な観光スポットからもアクセスが良く、立ち寄り場所としても幅広く活用できる。

しかしながら、知名度はまだ高くなく、情報発信の不足から、町内を周遊する観光ツアーや立ち寄り件数も少ないのが現状である。

そのような中、本業務で多可町へのツアー造成や立ち寄りの機会を創出すると共に、近隣施設への新たな観光ルートの確立を目指し、多可町の知名度向上と更なる誘客を図る。

3 業務期間

契約締結日から平成31年3月8日まで

4 業務内容

本業務の内容は、概ね次のとおりとするが、決定した最優秀提案者の企画提案により調整することとする。

項目名	数量
(1) 観光バスツアーの企画、販売、運営	最低5ツアー、延べ300人の送客
(2) 研修会の実施	最低3回の開催
(3) 多可町観光周遊コースの立案	日帰り5コース以上
(4) 独自提案	1式
(5) 多可町の観光素材の活用に向けた提案	1式

(1) 観光バスツアーの企画、販売、運営

①企画要件

- ・多可町の魅力を最大限に発揮し、多可町に誘客するためのバスツアーを委託期間内に最低5ツアー企画し、延べ最低300人を送客すること。
- ・多可町内で食事を取り多可町内の観光施設を1ヵ所以上訪問する行程を企画すること。ただし、観光施設の訪問は概ね30分以上の滞在ができる行程であること。
- ・1日あたりの送客は大型バス1台以内とする。
- ・多可町内の受け入れ施設の現状を把握し、無理のない行程・人数であること。

- ・旅行の形態は、募集型企画旅行または受注型企画旅行とする
- ・行程（宿泊・日帰り）及び出発地は問わない。
- ・多可町の近隣観光施設と連携し、将来的にバスツアーとして発展性が見込め、ビジネスモデル等の参考となる内容であること。
- ・出発日をばらけさすなど多可町内の訪問施設はシーズンにあった観光スポットを取り入れること。
- ・ツアー代金は、一部委託金から支出しても構わないが、参加者から徴収するツアー料金で賄うものとする。
- ・バス料金助成制度等他の助成制度との併用は可とする。

②販売要件

- ・媒体・手段の制限は設けないが、よりターゲット層への訴求ができ、多可町の認知度向上につながるものを選定すること。

③運営要件

- ・多可町訪問時は多可町特産品認証委員会の担当者が同行し、ツアーガイドとして多可町内のガイドを行う。ガイドの同行はその都度事務局と十分調整すること。同行する担当者の費用は発生しない。
- ・ツアー参加者に対し、旅行商品造成等につながるアンケートの実施及び集計・分析を行うこと。

(2) 研修会の実施

- ・受入態勢に不足する事項を分析し、町内の関係者や店舗等を対象に研修会を実施し、その課題解決に取り組む。
- ・開催日程、会場は多可町特産品認証委員会と調整し決定すること
- ・会場使用料や講師派遣費等必要経費は委託料に含むものとする。

(3) 多可町観光周遊コースの立案

①立案要件

- ・テーマを明確にした、多可町に1日滞在できる多可町観光周遊コースを5案立案すること。
- ・多可町観光周遊コースは、多可町観光パンフレットにモデルコースとして掲載するものであり、販売及び催行は求めない。
- ・コース作成にあたっては、各施設の現状を把握し、無理のない行程とするとともに、将来に渡って継続可能なものとする。

②行程要件

- ・行程：日帰り
- ・対象：車を利用した個人旅行

(4) 独自提案

- ・上記以外に本町の誘客に有効と思われるものがあれば提案すること。

(5) 多可町観光素材の活用に向けた提案

事業終了後、多可町の観光資源等について、今後のバスツアー造成につながる改善点や受入態勢、効果的な周知方法等の提案を報告書において行うこと。

(注意点)

- ・事業の実施にあたっては、広く広報を行い、全国から注目される事業を展開し、移住・定住につながる事業とすること。
- ・多可町民に対して、町の誇りや愛着を醸成させることができる事業であること。
- ・提案にかかる費用は、この委託代金に含むこととする

5 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

なお、本業務の成果品については、多可町が著作権を有するものとし、受託者は成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。また、成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において無償で訂正、補償等を行うものとする。

(1) 観光バスツアーの企画、販売、運営

①報告書一式

- ・バスツアー実施報告書（任意）
- ・立ち寄り証明書
- ・募集チラシや広告紙面等

②アンケート分析結果

③納期 ツアー終了後1ヶ月以内（3月出発のツアーは平成31年3月8日まで）

(2) 研修会の実施

①業務を実施したことが証明できる書類、写真等

②納期 平成31年3月8日

(3) 多可町観光周遊コースの立案

①業務を実施したことが証明できる書類

②納期 平成31年3月8日

(4) 独自提案

①業務を実施したことが証明できる書類

②納期 平成31年3月8日

(5) 多可町観光素材の活用に向けた提案

①提案書（任意）

②納期 平成31年3月8日

6 委託料の支払

(1) 業務委託料の支払いは前金払いをすることができる。

(2) バスツアーに関する委託料は、企画、広告、募集、受付、実施、アンケート実施・分析及び報告書作成等にかかる費用とし、バスツアー運営に係る経費（食事代、入場料、バス代等）は参加者から徴収するツアー料金で賄うものとする。

7 注意事項

受託者は以下の点に留意すること

- (1) 本業務に係る経費はすべて委託業務金額に含めること。
- (2) 本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (3) 業務を円滑に遂行するため、逐次多可町特産品認証委員会事務局と打合せを行い、業務集中時には確実に対応ができるようにすること。
- (4) 受託者が業務上で知り得た情報等を第三者に漏らしたり公言してはならないものとする。また、知り得た情報は本業務以外に使用してはならない。業務完了後も同様とする。
- (5) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、一部を第三者に再委託するときには、あらかじめ書面で報告し、承諾を得ること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項やその他疑義が生じた場合は、別途協議を行い、その指示を受けること。また、業務内容については受託者の提案により変更を検討することがある。
- (7) 受託者は、業務の実施にあたり、多可町「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など主要な関連計画等の施策体系を把握するとともに、最新の情報や事例を広く収集し、実用性の高い提案を行うこと。
- (8) 本業務の進捗状況等、情報共有を図るため、事務局と随時ミーティングを行うこと。
- (9) 事業実施スケジュール及び月次計画書・報告書を作成し、提出すること。
- (10) 業務実施にあたっては、関連法令等、委託契約書及び仕様書を遵守し、常時、多可町特産品認証委員会と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (11) 多可町特産品認証委員会は、必要に応じて業務の実施状況について調査し、受託者の報告を求めることができるものとする。
- (12) 業務を実施するにあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他排他的権利の対象となっている素材を使用するときは、その費用負担及び使用交渉の一切を行うこと。
- (13) 本仕様書において、明示がない事項や疑義が生じた場合は、その都度、多可町特産品認証委員会と協議し、その指示に従うものとする。
- (14) 業務の実施にあたり、不測の事態が生じた場合は、多可町特産品認証委員会に責任がある場合を除き、受託者の責任で解決すること。また速やかに多可町特産品認証委員会に連絡すること。

(別紙2)

提出書類一覧

下記の提出書類1～3の順にクリップ止めし、1部を正本として提出。

2 企画提案書はクリップ止めし14部提出すること。

1 企画提案書表紙（様式3） 【1部】

2 企画提案書 （任意様式） 【15部】

企画提案書は、下記の項目にそって、コンセプトや貴社のPRポイント等を明確にし、A4サイズ（A3は折り込むこと）で簡潔に、分かりやすくまとめること。

(1) 業務実施方針

本業務に係るコンセプトを記載

(2) 観光バスツアーの企画、販売、運営に関すること

提案するツアーのポイント（狙い）、想定する行程、ターゲット層、募集方法、募集人数、実施時期、旅行代金、アンケート内容等を記載。

(3) 研修会の実施に関すること

提案する研修会のポイント（狙い）、参加対象者等を記載。

(4) 多可町観光周遊コースの立案に関すること

提案するコースのテーマ、ポイント（狙い）、ターゲット層、使用する観光素材等を記載。

(5) 独自提案（本業務に対する企画・アイデア・貴社PRポイント等）

(6) 経費見積書 （任意様式）

仕様書業務内容項目内訳書を添付すること

消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。

(7) 業務計画（工程表等） （任意様式）

(8) 業務実施体制（任意様式）

当該業務をどのような体制で進めようとするのかが分かるように記載。

3 会社概要書 【1部】

(1) 会社概要書 （様式4）

(2) 業務経歴書 （様式5）

(3) 定款の写し（最新のもの）

(4) 旅行業法の登録に係る通知の写し

(5) 登記事項証明書の写し（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）

(6) 納税証明書（受付日前3ヶ月以内に発行されたもので、申請時発行可能な直近の年度のもの）

(7) 営業報告書（直前1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書））

(別紙3)

兵庫県多可町「御TAKA楽」まんさいツアー企画運営業務委託
プロポーザル審査項目

審査項目・視点	審査内容
1. 提案事業者の 会社概要・実績 【10点】	
会社概要・ 業務実績	本業務を請け負うに足る同種事業の豊富な受託実績及び知見、専門知識、ノウハウを有しているか。
2. 企画提案 【60点】	
企画内容 (30点)	(1) 観光バスツアーに関すること (10点) (2) 研修会に関すること (10点) (3) 多可町観光周遊コースに関すること (10点)
企画の視点 (10点)	・全体の企画が一貫した観点・考え方になっているか。 ・中長期的な活動の流れが想定されているか。 ・幅広い知識や専門的ノウハウ等を活かした企画になっているか。
企画の実行力 (10点)	・訴求力があり、実現性・実効性が高い企画となっているか。 ・メディア(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等)の露出獲得に独自のルートや強みを持った企画提案となっているか。 ・本業務に係る手順・スケジュールは妥当なものとなっているか。
実施体制・積極性 (10点)	・本業務を実施するための適切な体制が整っているか。 ・本業務に対する取組姿勢に積極性や熱意が感じられるか。 ・企画書資料はデザイン性に長けているか。また文章力はあるか。
3. 独自提案 【20点】	
独自提案 (20点)	仕様書に示された事項以外に、本町にとって有益な独自提案がなされているか。
4. 見積書 【10点】	
概算見積り総額 (10点)	点数は選定委員会で定めた計算式に基づき算出。
合計 100点	